

# 令和7年第4回定例会会議録（第5号）

令和7年12月11日

## ○出席議員（24名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
6番	重松康宏	7番	小野佳子
8番	日名子敦子	9番	美馬恭子
10番	阿部真一	11番	安部一郎
12番	小野正明	13番	森大輔
14番	三重忠昭	15番	森山義治
16番	穴井宏二	17番	加藤信康
18番	吉富英三郎	19番	松川章三
20番	市原隆生	21番	黒木愛一郎
22番	松川峰生	23番	野口哲男
24番	山本一成	25番	泉武弘

## ○欠席議員（1名）

5番 谷口和美

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	財政課長	河野文彦
産業政策課長	市原祐一	共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江川裕子

生活環境課参事	和田 万里子	高齢者福祉課長	甲 斐 博 幸
ひと・くらし支援課長	佐 保 敬 太	ひと・くらし支援課参事	入 田 純 子
健康推進課長	末 房 日出子	選挙管理委員会 事務局 長	若 杉 篤
教育部次長兼 図書館共創交流局長	稲 尾 隆	図書館共創交流局参事	西 澤 和 江
教育部次長兼 教育政策課長	森 本 悦 子	学校教育課長	宮 川 久 寿

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	次長兼議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	尾 崎 美由紀	補佐兼議事係長	甲 斐 俊 平
主 任	首 藤 卓 也	主 任	定 宗 隆一郎
主 事	今 留 蓮	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第5号）

令和7年12月11日（木曜日）午前10時開議  
第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第5号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

なお、5番谷口和美議員から、都合により質問通告を取り下げたい旨の申出がありました。議長においてこれを許可いたしましたので、御了承願います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○8番（日名子敦子） 日名子敦子でございます。

我が国でようやく初の女性総裁が誕生し、予算委員会の質疑を見ながら、高市総理のようになやかに柔らかく、かつ的確に話せたらなと思うこの頃でございます。レベルも違い未熟な私ですが、本日一般質問最終日トップバッターということで、しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回、改めて選挙制度について質問させていただきます。

現職議員の皆様には既に御周知のこともあると思います。選挙に関しては、細やかな手続きや申請、提出書類も多く、書き間違えるたび、その都度選挙管理委員会の職員の皆様には丁寧に対応していただきましたが、何度書き直して提出したか分かりません。また、議案にもありましたように、物価高騰に対して公費負担の金額も変更しております。それらを含めて伺っていきます。次回の選挙は再来年、令和9年4月になると思いますが、初出馬を考えている方がもし中継を御覧になっていましたら御参考にしていただければと思います。

まず、選挙の現状についてです。選挙の際、市内に設置される選挙ポスター掲示場についてお伺いいたします。

国政選挙、県議・県知事選挙、市長・市議会議員選挙のそれぞれで、掲示場は何か所設置されているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

国、県はおおむね同じ場所に設置しております。令和7年の参議院議員選挙においては313か所、令和5年の市長・市議会議員選挙では258か所設置しております。

○8番（日名子敦子） 国、県の選挙では313か所、市長・市議会議員選挙では258か所と、55か所の差があります。これらの掲示場の設置数はどのような基準に基づいて決定されているのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

公職選挙法施行令に基づき、投票区ごとに選挙人名簿登録者数、投票区の面積によりポスター掲示場の数が定められており、投票区の状況を考慮して設置場所を決定しております。

○8番（日名子敦子） 公職選挙法で掲示場数が定められていることは承知しておりますけれども、市長・市議会議員選挙でも258か所と多く、初めて立候補する方にとっては負担になるのではないかと感じています。様々なDX化が進んでいますが、選挙に関してはまだまだアナログです。特に候補者自身、候補者やその選対が掲示作業を行うことを知らない方も多く、アナログ作業の負担は大きいと思います。

今後、デジタルサイネージ等の導入も含め、ポスター掲示場の在り方について、市としてはどのようにお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

アナログ媒体である選挙運動用ポスターは、候補者が有権者に何を訴えたいか、どのような印象を持ってもらうかなど、重要な選挙運動の手段の一つであると考えております。

ポスター掲示場の数の見直しについては、有権者への影響や設置の状況を適切に判断し、

取り組んでまいりたいと考えております。

また、ポスター掲示場のデジタル化等今後の在り方については、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

- 8番(日名子敦子) 同じ道沿いに近接して掲示場が設置されている箇所も見受けられます。適正配置の観点から、御検討をお願いいたしたいと思っております。

次に、国、県、市の各選挙における選挙執行経費はどの程度かかっているのか、お伺いいたします。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

各選挙の決算ベースで、令和4年執行の参議院議員選挙が約5,160万円、令和5年執行の県知事、県議会議員選挙が約4,809万円、令和5年執行の市長・市議会議員選挙が約5,904万円、令和6年執行の衆議院議員選挙が約4,778万円となっております。

- 8番(日名子敦子) 1回の選挙に5,000万円から6,000万円という大きな費用が必要であり、税金の使途として非常に重いものだと感じています。最近では、首長の不信任決議案等で選挙が行使された自治体がありました、やはり大事な税金、悩ましい使途ではなかったかと感じております。

さて、市の選挙における選挙運動費用の公費負担制度について、全体の経費に対して公費負担がどの程度を占めているのか、お伺いします。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

令和5年の市長・市議会議員選挙の実績では、執行経費全体の約40.85%が公費負担制度の費用となっております。

- 8番(日名子敦子) 選挙執行経費のおよそ4割が公費負担制度によるものとのことですが、ポスター掲示場に関する費用はどれほどだったのでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

令和5年の市長・市議会議員選挙の実績では、ポスター掲示場の設置及び撤去業務委託は約977万円となっております。

なお、委託業者は市内登録業者の指名競争入札によって決定しております。

- 8番(日名子敦子) 258か所の掲示板設置・撤去に約1,000万円、選挙公示日に備えて設置、終了後は速やかに撤去していただいております。

では、次に選挙公費負担制度について伺います。選挙費用に関して、公費負担制度の概要について再確認させていただきます。

別府市において公費負担の対象となっている選挙運動費用には、どのようなものが対象になっているのでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

選挙運動費用の公費負担制度とは、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の金額の範囲内で、国や地方公共団体が立候補者の選挙運動の費用の一部を負担する制度で、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用ビラの作成に要する経費などが対象となっております。

- 8番(日名子敦子) 私も、初めての選挙から公費負担制度のおかげでどんなに負担軽減になったか、とてもありがたく思いました。少し調べてみましたが、県内の他市町村では、本市ほど公費負担制度が利用されていないことも今回分かりました。

では、今回の議案で示されたポスター及びビラに係る公費負担制度の見直しについて、具体的にどのような内容となっているのかお伺いします。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

最近の物価変動等を踏まえて、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、この

改正趣旨に準じて条例の選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成単価の上限額を引き上げることでございます。

- 8番(日名子敦子) このような物価高騰等を踏まえた条例の一部改正により、金額の変更というのはおおむね参議院選挙時に改正されるそうで、今回ポスターは1枚当たり45円57銭、ビラは1枚当たり65銭引き上げられ、常任委員会でも質疑がありましたが、この単位もいまだに銭が使われております。

では、次に、投票率向上に向けての取組について伺います。

近年、期日前投票を利用される方が増えています。投票率向上には、期日前投票所の設置場所が重要であると考えますが、現在、別府市内では、どこに期日前投票を設置しているのかお伺いいたします。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

これまでは市役所1階レセプションホール、トキハ別府店1階特設会場の2か所でしたが、本年7月の参議院議員選挙では、朝日大平山地区公民館、北部コミュニティセンターあすなろ館で新たに開設いたしました。

- 8番(日名子敦子) 商業施設に期日前投票所を設けた背景やきっかけについて、お伺いいたします。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

平成28年に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層の投票率向上を目的として、商業施設に期日前投票所を設置いたしました。

- 8番(日名子敦子) 新たに開設された朝日大平山地区公民館及び北部コミュニティセンターでの期日前投票について、有権者からはどのような意見や反応が寄せられたのでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

利用された皆様からは、近くになって便利になった、一方で、期間をもっと長くしてほしいなどの御意見をいただいております。

- 8番(日名子敦子) 答弁のとおり朝日大平山地区公民館と北部コミュニティセンターでの期日前投票は、地域の方々に御好評だったようです。期間につきましては、今後も御検討いただければと思います。

他都市では大学や専門学校、さらには時期によっては、高校への期日前投票所設置の例もあります。今後の期日前投票所の拡大については、市はどのようにお考えですか。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

新たに設置した期日前投票所の投票期間や時間の延長につきましては、運営上の課題を含めて検証いたしまして、改善が必要な部分につきましては次回以降の選挙に生かすよう、あらゆる方向から可能性について、選挙管理委員会の中で協議を行っております。

新たな期日前投票所設置の必要性につきましては、新たに設置した期日前投票所の設置効果を検証するとともに、有権者数や投票動向、投票率、地理的条件、ニーズ等を基に、選挙管理委員会の協議の中で判断してまいりたいと考えております。

移動期日前投票や高校、大学等での期日前投票実施などについて、先進自治体の事例等の情報収集を行い、課題の洗出しや解決策の考察等に取り組んでいるところでございます。

- 8番(日名子敦子) 今後の期日前投票所の設置につきましては、情報収集、調査研究等よろしくお願ひいたします。

別府市の投票率はおおむね2人に1人と、低い状況にあります。このような中、市は選挙に関する情報発信をどのように行っているのでしょうか。

- 選挙管理委員会事務局長(若杉 篤) お答えいたします。

選挙のお知らせチラシの紙媒体やケーブルテレビ以外に、公式ホームページや、L I N

Eの公式アカウントで選挙関連情報の発信を行っております。

- 8番（日名子敦子） なかなか周知というのは難しいかと思えますけれども、今後も御検討をよろしくお願いいたします。

では、選挙期間中、市外に出張等で滞在する有権者が投票を希望する場合、どのような手続が必要なのかお伺いします。

- 選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

滞在地で行う不在者投票の手続となります。まず、不在者投票の書類一式を、別府市選挙管理委員会に請求する必要があります。請求の方法は、不在者投票の請求書入手し、請求書に必要事項を記入して、当委員会に郵送いただく方法と、マイナンバーカードをお持ちであれば、マイナポータルのぴったりサービスから申請する方法がございます。その後、当委員会から書類一式を滞在地に郵送いたします。

請求をされた方は、受け取った書類一式を滞在地の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行います。投票済みの投票用紙等は、滞在地の選挙管理委員会から当委員会に郵送され、手続が完了いたします。なお、郵便を使用いたしますので、早めの手続をお願いしております。

- 8番（日名子敦子） マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルのアプリをダウンロードしていれば、マイナポータルのぴったりサービスから申請する方法があると答弁にありました。そこから申請すればすぐに市にメールが入り、市が書類一式を郵送し、対応するそうです。それ以外ですと日数を要しますし、仕組みも複雑。これでは投票を諦める方も多いのではないのでしょうか。何度も申しますが、公職選挙法の改定なくしては何も進みませんが、今後の動向を注視したいと思えます。

では、投票率向上を図るには、近い将来の有権者である児童生徒への主権者教育が大変重要であると考えます。まず、小中学校において、主権者教育とはどのような内容で行われているのでしょうか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

小学校では、選挙制度の詳細な知識よりも、選挙制度を支える民主主義の基本的な考え方を体験的に学ぶことに重点を置いております。また、中学校では、主に社会科の公民的分野の学習を通じて、選挙制度に関する基礎知識を体系的に学ぶとともに、投票の意義や意味について考える学習を行っております。

主権者教育におきまして、選挙制度の学習は社会のルールを自ら決めるという主権者としての役割を理解するための、最も具体的かつ重要な題材の一つであると捉えております。

- 8番（日名子敦子） では、別府市における小中学校での主権者教育の取組状況について、現状をお伺いいたします。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

小中学校における主権者教育は、発達段階に応じて段階的に進めております。小学校では6年生の社会科において、地域の公共施設や市町村の役割、税の使われ方など、地方自治について学習をしております。また、全学年の特別活動におきまして、自分たちの生活に関わる課題について話し合い、決定し、実行するプロセスを学級活動や児童会活動を通して学んでおります。

中学校では、社会科の公民分野におきまして、民主政治や地方自治の仕組み、選挙制度などについて学習をしております。また、生徒会活動では、学校生活の課題解決に主体的に取り組むことで、生徒一人一人が協働と合意形成の意義について学んでおります。

今後は、授業での学びを学校の日常生活で生かし、主権者としての実感を持たせていきたいと考えております。

- 8番（日名子敦子） 子どもの頃からの取組が大事と考えております。よろしくお願いいたします。

たします。

大分県では選挙出前授業を実施しておりますが、別府市の申込み状況はどのようになっていますか。また、そのほかに主権者教育や選挙啓発に関連する取組があれば、併せてお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（若杉 篤） お答えいたします。

県選挙管理委員会と共同で実施しております選挙出前授業でございますが、本年度はこれまでに市内の小学校2校で実施をしております。そのほかの取組としまして、児童会や生徒会の選挙で使用するための記載台や投票箱などの選挙物品の貸出しを行っております。

また、有権者の皆様に、選挙を身近に感じていただけるよう、本年度から期日前投票立会人の公募を行っております。募集は随時行っており、応募された方は投票立会人候補者名簿に登録され、選挙の際に立会人の従事をお願いすることになります。名簿の登録期間は、候補者の希望した期間、または登録日から4年後の4月30日までとなっております。公式ホームページでの募集に加え、市内各大学、短大に募集パンフレットを配布し、立会人を募っております。現在、登録者は全体で12名、うち大学生は2名でございます。

○8番（日名子敦子） 県の出前授業の申込みは学校単位ということですので、もう少し申込みがあってもよいのではないかと考えております。主権者教育をはじめ、選挙に関する学習を子どもの頃に受けた方の投票率が高いという統計も出ております。ぜひ、今後さらなる取組をお願いいたします。

では、次の項、新図書館オープンに向けての質問に入ります。

議長、資料の配付の許可を願います。

○議長（小野正明） 許可します。

○8番（日名子敦子） 議員の皆様にはタブレットに格納されておりますので、御確認ください。

新図書館等複合施設の写真を撮ってまいりました。既に周辺から現地を御覧になっている方もいらっしゃると思いますが、質問に関する数枚の写真と説明です。何度となく新図書館につきましては質問してきましたけれども、オープンも間近に迫り、ようやく大変立派な建物が完成いたしました。

新図書館のオープンが近づく中、市民の皆さんからも、今どこまで準備が進んでいるのかという声が多く寄せられています。現図書館は資料移転・引っ越しのため休館に入り、各作業が進行中と伺っておりますが、実際に現在どのような工程に取り組んでいるのか、また今後どのような作業が予定されているのか。新館の特徴でもあるICT機器の導入やシステム更新を含め、開館に向けた全体の進捗状況について、改めて詳しくお聞かせください。

○図書館共創交流局参事（西澤和江） お答えいたします。

現図書館は11月の24日より資料移転のため休館期間に入り、12月3日から現図書館から新図書館へ資料の運び込み作業が順次進んでいるところです。

新図書館は、ICT機器を導入するため、図書館のシステムについても新しく更新します。休館期間中に、システム構築やシステムのデータ移行作業も進めてまいります。新しい図書館システム及びICT機器の導入により、開館後は自動貸出し機の運用やオンラインでの利用者登録が可能となり、利用者の利便性が向上します。

今後、来年3月の開設に向けて、地域郷土資料館の展示制作やカフェの開業準備、システムのネットワーク敷設工事などが進んでいく予定です。

○8番（日名子敦子） 資料1をお願いいたします。

図書館は全部で3か所の入り口がありますが、この写真は東側の入り口です。市役所側

から一番近い入り口になります。答弁にありましたように、現在引っ越し真っ最中で、システムを変更するというので、11月24日から約4か月間、図書館機能は停止しておりますが、図書の返却は可能だそうです。

資料2をお願いいたします。

昨日の答弁にもありましたように、数か所、このような案内板が設置されており、図書館や複合施設とその施設の場所が分かりやすく表示されておりました。

資料3をお願いいたします。

今回、移動図書の車両も屋内駐車スペースを設けております。新図書館事業構想が立ち上がり、私も七、八か所、議員の皆さんと先進的な図書館を視察しましたが、このようなしつらえの図書館も多く、図書の入替え等が容易に、そしてまた職員さんの負担も軽減できるようです。資料ありがとうございました。

次に、図書購入及び資料整備の進捗について伺います。

建物が完成しただけでは図書館の魅力は十分ではなく、その価値を決めるのは、やはりどのような資料が、どのような図書がそろっているのかであると考えます。幅広い一般書のほか、医療・福祉・産業・地域課題に応じた専門書など、これまで不足していた分野の資料も整備すると伺っておりますが、現在の整備状況、購入計画の進捗はどの程度まで進んでいるのでしょうか。市民の学びを支える基盤として、質・量ともに充実したコレクションが期待されていますが、その点について具体的にお答えください。

○図書館共創交流局参事（西澤和江） お答えいたします。

新図書館の蔵書については、歴史・自然科学・産業・芸術など様々な資料をそろえるとともに、これまで十分に提供できていなかった仕事に役立つ資料、日常生活に関わる事柄から、地域が抱える様々な課題の解決に参考となる資料なども提供していきます。例えば、別府市は医療・福祉に従事する人の割合が高いという特徴があります。これまでは医療・福祉に従事する方が仕事で利用することができる資料は十分にそろえられていませんでしたが、新図書館では初歩的なものから少し高度なものまでそろえるようにしていきます。

別府市の人口構成はどうか、どんな仕事に従事している人が多いのかなど、市の状況を把握しながらコレクションを構築していきます。

○8番（日名子敦子） 幅広いジャンルはもちろん、専門的な図書も増えるということですので、市民のニーズに応えられる図書購入をお願いいたします。

次に、指定管理についてです。

こもれびパークは、図書館の市直営部分と、指定管理者が運営する部分が同一施設内に共存する形態となっております。昨日の答弁である程度理解できましたけれども、行政と民間がともに運営する施設である以上、管理区分を正確に把握することは重要であり、改めて指定管理者が運営するエリアの範囲について明確にしていきたいと思っております。

さらに昨今は情報管理、とりわけ個人情報の取扱いが非常に厳しく問われております。指定管理者と契約内容、職員研修、内部ルールの整備など情報管理について間違いが生じないよう、どのような徹底を図るのか、市の方針を伺います。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

指定管理者が管理運営するエリアは、図書館の東側1階部分の交流サロンがあるアクティブコモンズ及び図書館西側にある別棟の多目的ホールとスタジオです。

情報管理につきましては、昨日も答弁させていただきましたが、協定に基づき、また法令に基づいてしっかりと情報の管理を徹底していきたいと考えております。

○8番（日名子敦子） 昨日の答弁を含めおおむね理解しておりますけれども、指定管理者と市が直営する図書館の事務所を共有することで、確認のためですが、再度お願い申し上げ

げます。

今の時代、情報管理、個人情報守秘義務に関して、指定管理者との契約、職員さんの研修等、間違いがないようにしっかりルールをつくって管理運営をしていただきたいと思います。

さて、こもれびパークは市民の学び・交流・創造を支える空間として、ラーニングコモンズ、アクティブコモンズ、そしてクリエイティブコモンズという3つのコモンズが設置されると伺っております。それぞれのコモンズは新図書館の特徴を象徴する重要な空間であり、市民の理解を深めるためにそれぞれが持つ役割や目的、どのように市民が利用できるのか、また、想定される利用イメージなどについて、より具体的に説明をお願いいたします。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

ラーニングコモンズは図書館の中心にあり、バスケットコート1面ぐらいの広さがあります。自由に動かせる椅子とテーブルを配置し、図書館の資料を活用しながら学び合える場所です。蓋つきのコーヒーを飲んだり、会話もできます。

アクティブコモンズは、明るく開放的な交流サロンとカフェです。目的がなくても気軽に立ち寄れる交流の場として、雑誌を読みながらくつろいだり、コミュニケーションを楽しんだりできるサードプレイスです。

最後に、クリエイティブコモンズは多目的ホールとスタジオです。多様な人々が集い、新しい価値を生み出す場所です。互いの個性や趣味を生かして活動したり、個人や団体が活動した成果を発信したりすることができます。

○8番（日名子敦子） では、アクティブコモンズには、利用者が気軽に立ち寄れるくつろげる空間としてカフェが設置される計画と聞いております。このカフェの出店事業者については選定が行われたということですが、どの事業者が選ばれ、その選定理由や特徴、提供されるメニューなど、利用者にとってどのような魅力があるのか詳しく伺いたいと思います。

図書館に併設されるカフェとして、市民にとって親しみやすい存在となることが期待されますが、その点についてもお聞かせください。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

アクティブコモンズに出店するカフェ事業者は、大分市で店舗を展開しているウィッチコーヒーです。海外製のエスプレッソマシンで淹れたカフェラテや自家焙煎のコーヒーが楽しめます。カレーやパスタなどの軽食や、スイーツメニューを提供する予定です。様々な利用シーンに合わせた使いやすい座席を配置して、明るい交流空間として計画しております。

○8番（日名子敦子） では、クリエイティブコモンズには多目的ホールとスタジオという2つの特徴的な施設が設けられる予定ですが、それぞれがどのような活動に利用されることを想定しているのか、具体的なイメージをお示してください。

また、プロジェクターやスクリーン、音響機材、楽器など、配置予定の備品についてはどのようにお考えですか。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

多目的ホールの広さは約116平方メートルです。備品の長机と椅子を並べたときの利用定員は60名程度です。プロジェクターやスクリーン、ワイヤレスアンプ等を備えますので、各種講座やセミナー、ワークショップ、講演会などに御利用いただけます。

スタジオの広さは約45平方メートルです。防音仕様の部屋で、ドラムセットや電子ピアノ、ギターアンプ、スピーカーなどを備える予定です。高校生以下から大人まで、音楽の練習やバンド演奏などに御利用いただけます。

○8番（日名子敦子） 資料4をお願いいたします。

こちらがスタジオで、スタジオは1部屋です。

資料5をお願いいたします。

こちらが多目的ホールで、スタジオの2倍ほどの建物でした。市民が創造的な活動を行い、成果を発表できる場としての役割が期待されるため、備品の充実度も重要であると考えておりますので、必要な備品の設置をよろしくをお願いいたします。資料ありがとうございました。

では、次に起業・創業支援の取組について伺います。

以前、会派で視察しました札幌市図書・情報館では、働く人を対象としたビジネス支援が大変充実しており、起業や創業を後押しする取組も積極的に実施されておりました。

こもれびパーク新図書館においても、市民の自己実現や地域活性につながる起業・創業支援に力を入れていくのか、具体的な方向性を伺いたいと思います。資料提供や相談支援、専門機関との連携など、どのような仕組みを想定しているのか、併せてお聞かせください。

○次長兼図書館共創交流局長（稲尾 隆） お答えいたします。

こもれびパークでは、大人のための図書館にも力を入れ、多様なビジネスアイデアやプロジェクトチャレンジを支援します。起業・創業やスキルアップ、資格取得など仕事に役立つ資料や、オンラインデータベースを使った情報なども提供します。司書は調べものの相談や情報探しを手伝うレファレンスサービスを行い、専門機関、専門家を紹介するレフェラルサービスで、利用者の調査をサポートします。

また、市役所の関係部署、商工会議所、中小企業診断協会などとも連携し、ビジネスに関心のある市民や事業経営者向けの啓発事業、関連イベントなども開催していく予定です。

○8番（日名子敦子） 以上の答弁のように、新図書館は起業・創業を志す市民を多方面から後押しする体制を整えることで、地域に新たな価値を生み出す人材の育成や、まち全体の活力向上につなげていきたいとのことです。こうした取組が、図書館を知の拠点から挑戦を生み出す拠点へと発展させる重要な役割を果たすと期待しております。

現在、新図書館周辺では開館に向けて環境整備が進められ、松の木には支柱も設置されるなど、別府公園などの周辺の自然とも調和した景観が整いつつあります。市民の期待が高まる一方で、先日の陳情では厳しい御指摘も寄せられ、図書館運営に対する市民の関心の深さが改めて示されました。

こうした期待と課題の双方を踏まえ、新図書館と複合施設が市民に愛され、信頼できる施設となるよう、今後どのような運営を目指すのか、最後に市長のお考えを伺いたいです。

○市長（長野恭紘） お答えします。

私も市長の公約の中でも、新図書館の建設というのは一番大きな公約の柱であったというふうに思っておりますし、これが別府市100年の一つの大きな悲願だったとも思います。その分、市民の皆さん方の期待というものも大きいのではないかというふうに思います。私たちが独断で好きなものをつくるということは、これはもう絶対避けなければいけないということで、今までもオープンプラットフォーム会議を12回開催をして、多様なプレーヤーの皆さん方に集まっていただいて、市民の皆さん方にもたくさん来ていただいて、その中身については十分に議論を尽くした上で今日まで至ったと。

途中、物価高騰でなかなか資金が不足して、どうするかという岐路に立たされたこともありましたが、そこで議会の議員の皆さん方の御英断をいただいて、4億円だったと思いますけれども、資金を追加をして今日に至ったというのは、あれがなければ恐らく今も建ってなかったんじゃないかなというふうなことも実は思っております。伊東市なんかはね、いろいろまだこれ大変なことになっておりますから、そういう意味では別府市の議会の御英断があったというふうには私は感じておりますし、感謝を申し上げたいという

ふうに思っております。

肝腎なこの図書館の本体機能について、随分御心配がおありになるというような御指摘もあると思います。しかしながら、この図書館本体においては直営で、司書さんの増強も図ってしっかりと図書館本体の運営においてもこの図書館にも負けない充実をさせてきたというふうな自負があります。ということで、本を皆さん方に、静かに1人で読んでいただくということや、また今はにぎやかに本を読むというようなこともあるんだろうというふうに思います。しっかりと皆さん方が求めるものに対する資料提供であるとか、一緒に探していくというようなことも、これはやっていかなければいけないと、これはもう当然に備わっている機能でありますから、これはどこにも負けない機能としてやっていくと。ただ、時代がこれだけ急速に移り変わっておりますから、子どもたちをはじめ、先ほど言った起業・創業の部分も、いわゆる得たい能力というか、求められる技術や能力というものも、これは当然今変わってきております。

ということで、やはり図書館本体の機能に加えて、多様な皆さん方が集って、様々な問題解決の拠点になるということが我々の一つのコンセプトでもありますので、そういう方々が多様に入ってきていただいて、みんなでその人、またその団体が抱えている課題を解決をしていくような、そういったにぎわいの拠点であり、課題解決の拠点になると、そうしなければいけないと、そういう思いで今日まで来ましたので、皆さんの期待に十二分に応えられるような、そういう市立図書館でありたいというふうに思っていますし、そういうこもれびパーク全体としての機能が備わっているというふうに思いますので、ぜひ皆さん方に育てていただきながら、これからも成長を続けていく図書館、こもれびパークであるということでもありますので、ぜひ皆さん方にも御支援と御協力をこれからも願いたいというふうに思います。

- 8番(日名子敦子) 市長の熱い思い、ありがとうございます。答弁にもありましたように、司書の人数も増員されて、大変心強く思っております。

来春、早春の空の下、記念セレモニーが華やかに新図書館、そして複合施設オープンすることを想像しております。建物もすばらしく、そして中身も充実した図書館の運営を求めて、質問を全て終わります。ありがとうございました。

- 6番(重松康宏) 公明党の重松康宏でございます。本年最後の一般質問と、私自身なりました。本日もお役に立てるような質問になるよう、しっかりと行ってまいります。

まず初めに、議長、4番目の物価高騰対策の第1項目のお米配布事業については、先日の阿部真一議員や森大輔議員の質疑で分かりましたので、取下げの許可をお願いいたします。

- 議長(小野正明) 許可いたします。

- 6番(重松康宏) では、早速1番目の質問から入ります。

生活保護制度についてお伺いをいたします。

この2年8か月の間、生活保護の御相談を受ける機会が多く、確認の意味も含めて幾つかお伺いをしてまいりたいと思います。まずは、生活保護とはどのような制度か、御答弁ください。

- ひと・くらし支援課長(佐保敬太) お答えいたします。

生活保護法第1条では、この法律の目的として、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする、と記されています。

生活保護とは、国が国民に健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する制度でございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。今御答弁ありましたように、この生活保護というのは、健康で文化的な最低限度の生活を保障するといった、日本国憲法第25条の理念に基づく制度であり、一定の受給要件を満たせば、年齢性別問わずどなたでも受給が可能となります。

厚生労働省のホームページでは、生活保護の申請は国民の権利です、ためらわずに御相談くださいと明記をしておりますが、この保護の申請をためらう障壁の一つとされているのが、扶養照会であります。申請者の親や兄弟、また成人した子などの親族に対して、経済的な援助が可能かどうかの問合せをすることではありますが、保護の申請を親族に知られたくないという人の大きなハードルとなっております。厚労省はこの扶養照会について、2021年に従来の運用の見直しを行いました。どのような見直しが行われたか、御答弁をお願いします。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

生活保護を申請された方に、民法上の扶養義務履行を期待できる扶養義務者がいるときには、その扶養を生活保護に優先させるため、扶養照会を行います。しかしながら、扶養義務者が例えば長期入院患者、未成年者、おおむね70歳以上の高齢者、20年間音信不通で交流が断絶しているといった方は、扶養義務履行が期待できないものとされ、扶養義務照会不要とされておりました。

この扶養義務履行が期待できない者につきましては、近年、相続をめぐる対立している、縁が切られているといった著しい関係不良の場合も加えられたほか、音信不通の期間も20年から10年程度に変更されるなど、判断基準の見直しが行われたものでございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。生活保護を申請する人には個別に様々な配慮すべき事情があります。今言われた具体例に当てはまらなくても、柔軟に対応すべきだと考えますが、現在、担当課ではどのような対応をしているか御答弁ください。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

生活保護を申請した御本人が扶養照会を拒む場合におきましては、その理由について、特に丁寧に聞き取りを行った上で、国の通知等に沿って、扶養照会を行わないこともございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。生活保護法第4条2項に、扶養は保護に優先するとありますが、あくまでも優先であって、保護の要件ではありませんので、そのことを念頭に置いた上で、今言われたような丁寧に寄り沿った対応をよろしく願いをいたします。

次に、保護の申請をする場合、対象者の資産を把握する必要がありますが、ある自治体では、申請者に対して用意した箱に財布の中の現金を出すよう求め、1円単位で確認をしていたことがニュースで大きく取り上げられました。あまりにも配慮に欠ける行為で、このようなことは絶対にあってはならないと思いますが、別府市では、手持ち金や預貯金の把握についてはどのように行っているか、お伺いをいたします。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

生活保護を申請された方の資産調査につきましては、生活保護の決定上必要な調査となります。本市におきましては、申請時に申請者本人に手持ちの現金を申告していただき、預貯金の額などと一緒に申請書類に記載していただいております。また、それとは別に、生活保護法第29条による金融機関等に対する調査も行っております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。今答弁いただきましたように、別府市では今申したような例は一切行っていないということで、安心をいたしました。が、今後も十分な配慮をよろしく願いをいたします。

次に、車の所有についてお伺いをいたします。

生活保護受給者は原則としては車を所有することができないとされておりますが、裁判所が車の所有を認める判決を下した例もあります。そこで、車の所有が認められるのはどのような場合か、お伺いをいたします。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

現在、生活用品としての自動車については、原則的に保有は認められていません。しかしながら、生活保護を受給されている方々には様々な事情があり、自動車の保有を容認しなければならない場合もあります。例を挙げますと、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する方が、自動車により通勤する場合や、障がい者の方が通勤・通院等のために自動車を必要としている場合などにおいては、自動車の保有が認められることもあります。

また、おおむね6か月以内に就労により生活保護から自立することが確実に見込まれるものであって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、運転は認めませんが、処分指導を行わなくても差し支えないとされています。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。公共交通機関が充実をしている都市部などとは対照的に、別府市などの地方では、その公共交通機関の路線廃止や、減便が広がる中、マイカー以外に通勤や通院などの方法がなく、車が日常生活に欠かせないという人は多くいらっしゃいます。最低限度の生活の保障という生活保護の趣旨からしても、広く認められるべきと考えます。申請者に寄り添った対応を、よろしくお伺いをいたします。

さらに、厚労省のホームページに生活保護の申請についてよくある誤解ということで、持家のある人でも申請できます、居住用の持家については保有が認められる場合があります、まずは御相談くださいと書かれております。私も以前から何度も、持家があったら生活保護は受けられないのですかといった相談を受けることがあります。

持家が認められるのは具体的にどのような場合か、御説明ください。

○ひと・くらし支援課長（佐保敬太） お答えいたします。

生活保護の申請につきましては、持家にお住みの方でもできます。しかしながら、利用し得る資産を活用することは生活保護の要件となっておりますので、最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有しているほうが生活維持及び自立の助長に実効が上がっているものなど、資産の保有が認められる場合もありますが、処分価値が利用価値に比べて著しく大きいと認められるものについては、処分の上、最低限度の生活の維持のために活用していただくような指導に至ることもあります。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。住宅については、資産価値によって判断をされるとのことですが、不動産の状況というのは個々に違い、また申請者の方は様々な事情を抱えている場合が多いと思いますので、丁寧に話を聞いていただくようお願いいたします。

私も保護の相談、また申請に同行することがありますが、本市の相談員の方は、申請者の方の話をじっくりと聞き、一つ一つ確認をしながら進めており、とても寄り添った対応をされているなどいつも感じております。生活保護は命と暮らしの最後のとりです。必要な人には確実に保護を実施するという、この制度の原点をこれからも忘れないでいただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。ありがとうございます。

続きまして同じく福祉行政の中の市民福祉葬についてお伺いをいたします。

埼玉県草加市では、経済的に苦しく、経費負担が困難な市民に対し、市が経費の一部を負担して、市が定めた小規模の葬儀を行う市民福祉葬といった独自の制度を行っております。平成22年からこの事業は開始をされ、本年で15年が経過をしております。直近3年間の利用者数は、令和4年度は300件、令和5年度313件、令和6年度320件で、毎年2,000

前後の方が亡くなられているということですので、利用率は15%前後となります。市民福祉葬は広く市民に認知をされており、問合せも多いとのことでもあります。

別府市では以前、社会福祉協議会において福祉葬祭事業というものを行っておりましたが、平成20年に廃止となっております。その内容と、廃止に至った経緯についてお伺いをいたします。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

別府市社会福祉協議会において、福祉葬祭事業を昭和56年から平成20年3月まで実施しておりました。当時、葬儀社4社の御協力を得て、取り決めた規格の葬儀を10万円で執り行う内容でしたが、葬儀社側より利用実績もなく、料金面も採算が合わないとの申出があり、廃止に至った経緯がございます。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。昭和56年からの事業で、当時を詳しく知る人がいないということで、担当課の方には大変御迷惑、御苦労をおかけいたしました。内容と廃止の経緯については承知をいたしました。ありがとうございました。

人生の最期を迎える際の身内の方々は、葬祭費用について心身ともに大きな負担となります。生活保護受給者には葬祭扶助という制度があり、また、身寄りがない、または近親者が引取りを拒む場合は、墓地埋葬法に従って葬儀は行われますが、そうした方々以外にも生活に困窮している方は多くいらっしゃいます。その方々へのセーフティーネットとして、本市でも草加市のような市民福祉葬の制度を導入をしていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○ひと・くらし支援課参事（入田純子） お答えいたします。

御葬儀を執り行う方が葬祭費の捻出が困難な場合は、生活保護の申請を行う制度があり、また、亡くなられた方にも身寄りがなく、火葬を行う方がいない、または判明しない場合は、墓地埋葬等に関する法律に基づき、死亡地の市町村長が行うようになっております。

近年、葬儀は高齢化・核家族化・価値観の多様化といった社会情勢を背景に、家族葬や直葬といった簡素な形式へと変化しており、別府市内の多くの葬儀社においても実施されている状況と認識しております。別府市としましては、今後もこのような社会情勢と合わせて、他市の状況にも注視してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。経済的な負担が少なく、心を込めたお別れを行いたいとの御家族の思いに可能な限り応えていきたいとの、草加市の担当者の方の言葉が心に残りました。費用の負担を気にせず安心をして出産できるために、分娩費用の無償化が国では検討されているようですが、同じように安心して人生の最期を迎えられる環境を整えることは、行政の役割だと思います。このことはとても大切なテーマであると考えますので、私自身、先ほどの社会福祉協議会で行われていた福祉葬祭事業も含めて調査研究を行いながら、今後折に触れてこの問題についてはお伺いをしてまいりたいと思いますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、プラスチックごみについてお伺いをいたします。

一言でプラスチックごみといっても、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトルなどたくさんあり、燃えるごみなのか、燃えないごみなのか、または資源ごみなのか、分別に迷うことがあります。環境省もプラスチックごみは分別のルールが自治体ごとに異なり、混乱しやすいと指摘をしております。実際引っ越しをしてきたとき、前の地域と出し方が違うとの声もいただいたこともあります。

そういった中、別府市のプラスチックごみはどのような分け方をしているのか、教えてください。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

本市のプラスチックごみの分別は、プラマークがついている容器包装プラスチックは可

燃物、プラスチック製品は不燃物として収集しています。また、PET1のマークがついていて、油などで汚れていないペットボトルは資源物として収集しています。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。今御答弁ありましたように、本市のプラスチックごみというのは可燃物、不燃物、資源物にそれぞれ分けて出すというところが分かりにくいといった声も聞きます。実際きちんと分別をされて出されているのか、また特に間違いが多いというものがあれば教えてください。

- 生活環境課参事(和田万里子) お答えいたします。

現場の収集員からの報告を参考に例を挙げますと、シャンプーのボトルや洗剤が入ったプラスチック製の容器、また発泡スチロールは可燃ごみとして分別するものになりますが、不燃ごみに出されているケースが見られます。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。私も以前は、プラスチックごみは全て不燃ごみだと勘違いをしておりました。容器包装プラスチック、また製品プラスチックなど、素材が同じプラスチックでも可燃物と不燃物に分かれるというところが、つい間違ってしまうのだと思いますが、分別する際のポイントはありますか。また、分別に迷ったときはどのようにすればよいのでしょうか、お答えください。

- 生活環境課参事(和田万里子) お答えいたします。

可燃物に分別する容器包装プラスチックとは、購入時点で容器の中に食べ物や洗剤など中身が入っているものをいい、不燃物に分別する製品プラスチックとは、バケツやハンガーなど容器包装プラスチック以外のプラスチック製の製品です。分別に迷われたときは、ごみカレンダーや令和5年度に全戸配布しました、資源とごみの分け方出し方という冊子を参考にさせていただくか、もっと詳しく調べたいというときは、市の公式ホームページやLINEのチャットボット機能で検索いただくことができます。

そのほか、清掃事務所職員がお電話でのお問合せに随時応じております。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。いろいろな方法があることが分かりましたので、私もまた今後、分別に迷ったときにはそういったツールを利用しながら、きちんとしたルールで分別をしていきたいと思えます。

また、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などを背景に、プラスチック製品の再資源化やリサイクルを推進する目的で、2022年にプラスチック資源循環促進法、いわゆるプラ新法が施行されました。自治体にはプラスチックごみについて、リサイクルを促進する取組が求められるようになりましたが、その一方で、例えば鳥取市ではごみのリサイクルについて、全てのごみをリサイクルすれば、環境に優しい循環型社会が形成されると思っている方もいらっしゃいます。しかし、リサイクルにはそのためのエネルギーが必要となり、万能とは言えないのです。また、分別を細かくすればするほど、収集運搬、処理等にたくさんの税金を使用することになってしまいます。

このことから、ごみ問題は分別回収、リサイクルだけでは解決しないということ意識することが必要です。循環利用のためのリサイクルはとても重要なことですが、そればかりには、そればかりに頼ってはいけませんと、ホームページで市民に広くこのごみ問題に対する意識啓発を行っております。また、北海道の室蘭市では、以前は行っていたプラスチックごみの分別収集を終了して、現在は全て可燃物として収集をしております。担当の職員さんにお話をお伺いしたところ、国の方針とは逆の方向ですが、将来にわたる持続可能なごみの収集処理事業のための苦渋の決断でしたと言われておりました。これにより、毎年2,000万円を超える経費削減につながっているとのことでした。

別府市では、プラスチックごみのリサイクル推進に向けて調査研究中ではありますが、一方でストックヤードの確保や経費などの課題も山積をしているとのことでした。将来にわたる持続可能なごみ収集を行うために、一度立ち止まって考えることも必要ではないかと

思います。

そこで、改めて市のプラスチックごみの分別収集に対する基本的な考え方、また今後の方向性について御答弁お願いいたします。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

先般の第3回定例会で答弁しましたとおり、プラスチックの分別収集実施に向け、杵築市、日出町と連携し、先行自治体を参考に2市1町で取り組んでいく考えは変わっておりませんが、持続可能な収集体制構築のため、やむを得ずプラスチックの分別収集をやめた自治体があることから、市としましても、プラスチックの分別収集に向け、調査研究をする上で、事業実施に必要な経費についても十分に精査し、検討してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

プラスチックごみをはじめ、ごみ問題の対策として重要なのは、まずはごみを出さない、ごみの減量化だと思います。市民に対して、減量化の推進のための対策や、また発信をどんどん行っていただきたいと思います。また、環境問題やリサイクルについて、先ほどの室蘭市のように、どのような目的で何を優先するか、別府市としても明確な考えを持つことも大事だと思いますので、その点も併せてよろしくお願いをいたします。

続きまして、不要になった園芸用土の処理についてお伺いをいたします。

年齢を問わず、園芸を趣味にしている方が多くいますが、一度使った土は、排水性や保水性、また通気性が悪くなり、そのままの状態ですと植物の生育に悪影響を与える影響があります。そのため、新しい土に変えた場合、不要になった園芸用土はどのように処分すればよいか困っているとの声を聞くことがあります。

そのような問合せがあったときにはどのように対応しておられますか、御答弁ください。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

御家庭で不要になった土の処分についてお問合せがあった場合は、市の施設である南畑不燃物埋立場を御案内しております。搬入量に応じて、有料で受入れしております。搬入量が1,000キログラム未満の場合、使用料は1,100円です

○6番（重松康宏） ありがとうございます。土は回収対象外としている自治体が多いようですが、中には八王子市のように燃えるごみとして収集しているところもあります。また、三鷹市の場合は、不燃物として拠点回収を行っており、さらに回収した土は再生処理をした上で、ガーデンフェスタなどのイベントで無料配布をしているそうです。

別府市の場合、回収は行っていないですが、受入れ可能な施設があるということで少し安心はしておりますが、しかしながら、南畑埋立場は市街地から遠く離れており、車を所有していない方はそこまで持っていきません。しかも有料であります。いろいろと負担が大きいに思います。かといって園芸用土は自然のものだから、どこに捨てても問題ないと思い、公園の土に混ぜたり、また山林や空き地に捨てたりしてしまうと、環境や周囲に悪影響を与える可能性があります。また、不法投棄として法律違反になる場合もあります。こうしたことを防ぐためにも、不要になった園芸用土の収集拠点回収をぜひ行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

土はそもそも自然物で、廃棄物処理法で言う廃棄物ではないため収集対象としておりませんが、仮に土の回収を始めるとしましても、通常のごみ収集のようにパッカー車では収集できないため、拠点回収を想定した場合、まず、受け取った土を保管する場所が必要になりますが、雨が染み込みますとその後の運搬作業に影響があるため、屋根がある場所の確保が必要になります。加えて、市民の方にとって利便性の高い場所という条件もポイントになりますので、まずはこれらの条件を備える場所があるか調査し、実施の可能性を図

りたいと思います。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。いろいろと課題があることは分かりましたが、ぜひ御検討をお願いいたします。また、資源循環の観点から言えば、古い土でもひと手間加えれば再生・再利用が可能となります。ホームページなどで再生処理の方法を詳しく掲載をしている自治体もありますので、まずは別府市でもホームページやごみカレンダーなどにリサイクルの方法を掲載をしていただくことを要望いたしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございました。

続きまして、歯周病についてお伺いをしていきたいと思いますが、45歳以上では2人に1人が歯周病に罹患をしていると言われております。かくいう私自身も歯周病で9月、10月と2か月間治療に通い、大変な思いをしました。歯周病は軽く見られやすいですが、実はとても怖い病気なんですよと歯科衛生士さんに言われました。

そこでまず、歯周病とはどのような病気なのか教えてください。

- 健康推進課長(末房日出子) お答えいたします。

歯周病は、細菌による感染症です。歯と歯茎の隙間から侵入した細菌が歯肉に炎症を起こして歯肉が腫れる歯肉炎、それに加えて、歯を支える骨を溶かしてぐらぐらにさせてしまう歯周炎を合わせて歯周病といいます。初期は自覚症状があまりなく、気づいたときにはかなり進行していることも多く、成人の歯を失う原因の第1位とされています。

また、放置すると口から全身に細菌が侵入し、糖尿病や脳血管疾患、認知症など多くの病気に影響を及ぼすと言われております。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。2人に1人ということで、今大変な病気だということが皆さん実感として身につまされるんじゃないかと思っておりますので、2人に1人なので、もしかしたらこの中にも、市長が、もしくは副市長、どちらかが歯周病ということもありますので、ぜひ定期的な検診をよろしく願いをいたします。

今ありましたように、歯を失う原因の第1位、また、糖尿病などの全身の病気にも影響を及ぼすということで、その対策がとても重要になってくると思います。また、健康寿命にも大きく関わるこの歯周病に対して、別府市はどのような対策をしているか、教えてください。

- 健康推進課長(末房日出子) お答えいたします。

健康寿命の延伸を目的に、3つの柱で歯周病対策を行っています。1つ目は、一次予防としての知識の啓発です。歯周病予防の基本である毎日の正しい歯磨きと定期的な歯石除去などについて、通いの場や地域の公民館で講話や健康相談を行っています。

2つ目は、二次予防としての歯周病検診です。これまで国民健康保険加入者の40歳の方を対象としていましたが、令和7年度より対象を20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の全市民とし、拡大して実施しています。令和6年度に行った別府市国民健康保険歯科分析によりますと、20歳以降、年齢とともに歯周病医療費及び患者割合が増加し、また、30歳以降、残存歯数が年齢とともに減少しており、青壮年早期からの歯周病対策は重要と捉え、実施しています。

3つ目は、三次予防として、医療と歯科医療が協力し合い、市民の健康を包括的にサポートする医科歯科連携を推進しています。

- 6番(重松康宏) ありがとうございます。今、3つの柱を立てて別府市としては対策を行っているとのことであります。その2つ目の柱の、二次予防である歯周病検診についてお伺いをしていきます。

歯周病は中高年だけの問題ではなく、20代、30代でも発症する可能性があるということで、これまで別府市では、今ありましたように対象を国民健康保険加入者の40歳の方のみとしていたのを、今年度からは国民健康保険加入者以外の方も含めた20歳、30歳、

40歳、50歳、60歳、70歳の方に対象を拡大しており、これは大変すばらしい取組だと思いますが、全国的にもその受診率は5%前後と、受診が進んでいないのが実情であります。

こうした現状の中で、本市における受診率向上の取組についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

対象者全員に受診券を兼ねた個人通知の発送、チラシ配布、ポスター掲示、SNSへの投稿を行っています。また、はがきでの個人通知は、圧着はがきを開封せずとも内容が分かるように工夫し、加えて4,000円相当の健診費用が無料になりますなどといった、市民の受診意欲を促すような紙面にしています。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。私もその受診券見させていただきましたが、内容が大変コンパクトに分かりやすくまとめられており、また受診勧奨によく使われる手法であるナッジ理論を用いるなど、非常に工夫された受診はがきだと思いますので、今後の受診率の向上に期待をしたいと思います。

また、受診率アップと併せて、対象者の拡大に関してお伺いをいたしますが、これにつきましては、別府市では今年度拡大をしたばかりではありますが、対象者の年齢の間隔をさらに短く、20歳、25歳、30歳、35歳と70歳まで5歳刻みで行っている自治体もかなりあります。歯周病に対する意識啓発、また、予防医療の観点から、別府市においても今後ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

国の定める歯周病検診対象者からさらに拡大して、また糖尿病の発症・重症化予防対策として、歯周病検診を拡充して実施している自治体がありますことは承知しております。

しかし、別府市におきましては、今年度、健康増進法に基づく歯周病検診を開始したばかりですので、今後、受診状況や受診結果を分析し、別府市歯科医師会と効果的な歯周病検診の在り方として、実施方法や対象などを協議してまいりたいと思います。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。今後の検討課題として、ぜひよろしく願いをいたします。

また、今別府市歯科医師会さんの話が出ましたが、この歯科医師会さんとの連携も大変重要となってくると思いますが、今後の協議の在り方についていかがお考えでしょうか。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

別府市歯科医師会には、口腔健康管理ステーション機能の委託を行っています。業務内容として、現在、口腔健康管理に関する啓発としての市民公開講座やリーフレットの作成、配布、特定健診の受診勧奨などを行っています。

今後も市民の意識の向上、行動変容に向けて、歯科医師会と連携してまいりたいと考えております。

○6番（重松康宏） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いをいたします。

それでは、最後に3つ目の柱であります医科歯科連携についてお伺いをいたします。

自治体と医科歯科の具体的な取組といたしまして、歯周病と糖尿病は相互に悪影響を及ぼすことが分かっていることから、山梨県甲府市では、レセプトや特定健診などの情報から、糖尿病またはその疑いのある人に対して、歯科検診の案内と受診券をプッシュ型で郵送して、案内を受け取った人は、市指定の歯科医療機関で受診券を提示すれば無料で歯科検診が受けられるといった取組を行っています。大変効果的な取組だと思いますが、別府市でも同様の取組を行ってはどうかと思います。いかがお考えでしょうか。

○いきいき健幸部長（阿南 剛） お答えいたします。

糖尿病に限らず、全身の健康と口腔の健康が密接に関連していることが明らかになっておりまして、医科歯科連携により病気の予防、早期発見、重症化予防、患者の生活の質の

向上を目指していくことが重要であると言われていたところでございます。

医療機関が患者へ歯科受診を勧める、逆に歯科に受診した方に、特定健診や医療機関受診を勧め、勧めた後、相互に患者をサポートしていくといったこの医科歯科連携の仕組みを行政、医師会、歯科医師会と構築していけるように、現在研修会などを行っているところでございます。まずはこういった医科歯科連携を進め、市民が口腔保健の分野からも健康寿命の延伸ができるように協働してまいりたいと考えております。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。部長の答弁からも、医科歯科連携と自治体の連携、三者の連携が非常に大事であるという認識であるということがよく分かりました。健康寿命の延伸、また予防医療の観点から、この取組は大変効果的だと思います。

甲府市では、この取組を始めてから、歯科検診の受診者が3倍近く増えたそうです。また、医師会や歯科医師会との連携が緊密になったと担当の方が言われておりました。自治体を軸にした医科歯科連携のモデルケースになり得るであろうこの取組の実施を再度要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。よろしくお願いをいたします。

では、最後の質問で、物価高騰対策についてお伺いをいたします。

昨日、待望の物価高騰対策が発表されました。別府市公式ホームページにも掲載をされております。その中の目玉政策であります別府市プレミアム商品券事業についてお伺いをいたしたいと思っております。

今回7回目の実施ということですが、これまで実施した事業内容との違いについて、まず御答弁ください。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

これまでプレミアム商品券事業を6回実施しており、プレミアム率は全て30%でしたが、今回はプレミアム率を50%としています。また、販売総数は20万冊でしたが、今回は倍の40万冊とし、紙商品券と電子商品券、それぞれ20万冊となっております。プレミアム分を加算して、1冊7,500円分の商品券を5,000円で販売いたします。

券種の内訳は、一般商店専用500円券が9枚と、大型店・一般商店共通500円券が6枚を予定しております。

- 6番（重松康宏） ありがとうございます。プレミアム率が50%にアップし、発行冊数も20万冊から40万冊にアップしたということで、かなりの規模感の今回の物価高騰対策だというふうに思います。長引く物価高に苦しむ市民の生活を守るための対策でありますので、市民の皆さんに幅広く支援が行き届く必要があると考えますが、今回の事業ではその点についてはどのような配慮がなされているのか、お伺いをいたします。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

今回実施する予定のプレミアム商品券事業は、大分県の補助金に加え、市独自でも上乗せをしているため、プレミアム率50%の商品券をこれまでの倍の40万冊販売いたします。公平性の観点から販売方法も先着順ではなく、購入を希望する全ての市民の皆様が購入できる制度設計にしておりますので、仮に皆さん全員が購入を希望された場合は、40万冊を人口11万人で割ることになりますので、1人当たり3冊から4冊は購入できることとなります。家族構成等により必要な冊数は異なりますので、売れ残りがなく、1人当たりの購入限度冊数は10冊としています。

販売方法ですが、購入を希望する方に事前に購入希望冊数をお申し込みいただきます。これを参考に、公平に販売・分配するため、まずは購入希望者全員に1冊目を販売し、次に2冊目を希望する方に販売する。さらに、3冊目を希望する方へ販売する。販売数に達するまでこれを繰り返します。口頭での説明ではなかなか分かりにくいこともありますので、今後予約の際にはイラストなどを利用するなど、丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

そのほかにも市民に広く支援が届くよう、1冊当たりの販売価格を他市では1万円としているところもありますが、別府市では5,000円としており、お求めやすくなっています。また、今回は市外在住者への販売は行わず、市民限定としております。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。今回は今ありましたように先着順ではなく、購入を希望する全ての市民の皆さんが購入でき、また希望すれば3冊から4冊までは確実に購入できるとのことです。また、1冊当たりの販売価格も1万円としている自治体が多い中で、別府市では5,000円としているところに、一人でも多くの人に購入してもらえようとの思いが感じられます。

答弁にもありましたが、公平性を期すために少し分かりにくい購入方法となっていると思いますので、この点につきましては、今後丁寧な説明をよろしくお願いをいたします。

それでは、この商品券の予約時期とその方法、また販売時期と販売方法、また使用期間について、現時点で分かる範囲でそれぞれ教えてください。

- 産業政策課長（市原祐一）お答えいたします。

今後、商工会議所と協議をして進めることとなりますが、準備期間を勘案すると、予約開始は早くて3月上旬を予定しております。予約方法はインターネット予約とし、インターネットが利用できない方は電話でも受け付ける予定です。

販売開始は4月中旬を予定していますが、できるだけ速やかに販売できるよう取り組んでまいります。

販売方法ですが、これまで市役所、トキハ別府店、ゆめタウン別府の3会場で販売しており、これを軸として調整してまいります。また、商品券の使用期間は販売開始の4月中旬から、7月末を予定しております。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。

繰り返しになりますが、多くの市民の皆さんに購入、使用してもらうことが重要ですので、今回の事業で心がける点について再度御答弁ください。

- 観光・産業部長（日置伸夫）お答えいたします。

今回のプレミアム商品券事業は、物価高騰の影響を受ける市民の皆様幅広く支援が行き届き、市民の経済的負担の軽減とともに、地域経済の活性化を図る事業でございます。一人でも多くの方に購入していただくため、あらゆるケースを想定しながら、商工会議所等と協力して事業を実施してまいります。

- 6番（重松康宏）ありがとうございます。一昨日、森大輔議員も触れられていましたが、今回の事業はやり過ぎくらいがちょうどいいとの市長の政治信条がまさに具現化したものだと思います。

本日の朝刊にも、大分市と別府市、同じプレミアム商品券事業を行うということで、並んで記事が出ておりました。読み進めていくと、いかに別府市のほうが、そういった1人に対する配慮というのがここに込められているのだなということが、よく分かりました。今後、実施に向けて動きが加速していくと思いますが、関係各課、また商工会議所等、皆で協力をしながら、大過なく無事にこの事業が進んでいくことを祈念をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

また、本年も残すところ20日となりました。1年間お世話になりました全ての方に御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。少し早いですが、皆様よいお年をお迎えください。

以上で終わります。

- 14番（三重忠昭）市民クラブの三重忠昭です。

ちょっと一般質問が午前中に入り込みましたので、議長の許可をいただいて、質問の順番を変えさせていただきたいと思います。順番を、3番、2番、1番ということで変更を

お願いしたいということと、教育行政の（２）保護者負担の教育費については、また別の機会で質問したいと思いますので今日はちょっと省かせていただきたいと思います。許可のほうよろしくをお願いします。

○議長（小野正明） 許可いたします。

○14番（三重忠昭） 今年、一般質問では最後の質問者となります。市長、いつも市長のユーチューブの動画、ながのっちチャンネルですか、私、チャンネル登録をさせていただいております。いつも見えますけど、再生回数も20万回超えということで、9日前に上がった動画ももう既に5万回再生ということで、非常にすごいなというふうに思っています。

ちょっと気になったんですね、我々の別府市議会の公式ユーチューブチャンネルがあるんですけど、私の一般質問、どうなっているか見てみました。1年前に上がった私の動画、再生回数まだ4回なんですよ。そのうちの1回、私です。自分の親とか家族とか兄弟の数足しても、少ないんですよ。もうとっても悲しくなりました。今日は再生回数を伸ばそうと思って質問頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、早速質問に入ります。

シニアカーの購入補助事業について質問します。

この質問は、前回の議会で小野佳子議員からも質問がありました。大変市民の皆さんから喜ばれている、需要の高い事業だということが分かりました。改めて、もう一回再度この補助事業の説明をお願いしますか。

○高齢者福祉課長（甲斐博幸） お答えします。

シニアカー新車購入補助事業につきましては、今年度より高齢者の外出や社会参加の促進を支援するため、シニアカーの新車購入費用の一部を助成しております。対象要件としては、市内に住民票があり、市内に在住する75歳以上の方で、新車購入であることや、市税に滞納がないことなどの条件がございます。

また、助成金額は購入費用の4分の1、上限額10万円となっております。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。もう本当に私も、これとてもよい補助事業だと思ってます。

そこで、せっかくこういうよい事業でありますから、もう少しこの補助事業の要件を緩和していただいて、使いやすいものにしていただきたいという思いから、今回質問に上げさせていただきました。というのも、近年高齢者のドライバーによる交通事故であったり、またそういった事故を減らすために、運転免許証の返納が推奨されていることから、それをある意味推奨していく、促進していくためにも、このシニアカーの利用を促して、交通手段の一つとしてできないかなと、その方法にもなるのではないかなというふうに考えてます。

これ私の実体験というか、私の両親の話になりますけども、実は私の父も運転免許証の返納を私勧めて、その代わり返納したときにこのシニアカーを実は買ってあげたんですね。父も大変喜んで、車の免許を持っていたときよりも外出の回数が増えました。それからもっと驚いたのが、実は私の母はもうこれまで運転免許証を一回も取ったことがないんですけども、母のほうがこのシニアカーを大変気に入って、もうとにかく外出の数も増えましたし、何か楽しく出かけていってます。本当に回数が増えて、健康増進にもつながっていき、気分転換にもつながっているように見えますので、ぜひとも免許証を持ってない方々、高齢者の方々にも、本当に安心してこのシニアカー、乗っていただきたい、経験していただきたいなというふうに思っています。

ただ、現在の要件でいくと、新車の購入という一つの要件があります。今多分四十二、三万するんじゃないかなというふうに思いますけども、仮に補助金を使ったとしても、やはり高齢者にとっては費用負担が大きいかなというふうに思いますし、年齢も75歳以上

というふうになってますので、ぜひ、この補助要件を、新車だけじゃなくて中古でのシニアカー、うちも実際中古車だったんです、15万円で購入しました。中にはネットで5万円とか10万円とか、そういう金額で購入してる人も実際いますので、中古でもこの補助事業が使える。できたら年齢も75歳ではなくて、例えば70歳とか65歳とか、そういうふうに広げていきたい、そういうふうに要望したいと思えますけれども、どのように考えていますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

本市におけるこのシニアカーへの支援は、高齢者の免許返納後の移動の確保など、日常生活の利便性の向上を図る施策であります。現在の新車購入にとどまらず、中古車購入への見直しについては、御利用者の費用負担軽減の観点からも前向きに検討していきたいと考えております。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。中古車への要件緩和を前向きに検討していただけたということで、本当にありがとうございます。また引き続き、できたらその年齢も含めて、また要件緩和に向けて、それもまた検討材料の一つとして考えていてもらいたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、この質問は終わらせていただきます。

次の男女共同参画についての質問に入ります。

別府市の男女共同参画推進の拠点となる別府市男女共同参画センターについてですが、前回9月議会でこのセンターの設置及び管理に関する条例の改正が行われました。それによって、研修室があった2階が美術館に変わるということになり、それによって貸館業務が廃止となり、土日が閉館されるということになったと聞いております。それによって、この男女共同参画センターの機能の一つである学習の場がなくなったということ、今後の男女共同参画推進の取組に支障が出てくるのではないかという私の思い、それから後退していったのではないかというふうな、そういう思いがしています。

そこでまずお聞きしたいのは、このセンターができた経緯と、センターの役割について、改めて答弁をお願いします。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

別府市男女共同参画センターは、平成25年4月に別府市労働者福祉センターの廃止後、同所に開設をいたしました。経緯は、平成17年、男女共同参画推進団体からセンター設立の要望により、平成18年に別府市男女共同参画推進条例を制定、別府市男女共同参画拠点準備室のほうを開設し、平成20年に別府市男女共同参画センター検討委員会、平成21年に設置準備委員会を設置し、平成22年、平成23年の男女共同参画推進本部会議により現在の場所に設置することが決定いたしました。

男女共同参画センターは、男女共同参画社会の実現のための拠点施設としての役割を担っており、相談・交流・学習・情報の4つの機能を持っています。男女が互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力が発揮できる社会の実現を目指すことを目的とした施設となっております。

○14番（三重忠昭） ありがとうございます。

それでは次の質問に行きますけれども、今回その結論に至るに当たって、どのような議論がされたのか、また、このセンターの立上げ当初から関わっている団体から構成されている別府男女共同参画協議会への事前説明が行われたのか、答弁をお願いします。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

9月議会での条例改正により、男女共同参画センターの2階部分の研修室等の貸館業務を廃止いたしました。廃止するに当たり、担当課より不足する美術品の収蔵スペースや、展示スペースとしての研修室等の利用打診があり、その可否や具体的な利用案について協

議を重ねました。

また、公共の施設についてその用途を変更しようとする場合に、その適性について、別府市公共施設マネジメント推進会議に諮り、貸館の利用状況や閉館した場合の影響及び代替施設の有無などを検討・協議を行いました。

別府男女共同参画協議会には、その後、条例改正に至った理由や経緯について説明をさせていただいております。

- 14 番（三重忠昭） 率直に申し上げてこのセンターの立上げに尽力をした協議会の方々に事後報告というのは、やっぱり私はおかしいというふうに指摘をしておきます。本当に開設に当たっての経緯、それからこれまでの協議会の方々の活動を踏まえれば、本当だったらその団体の人たちの声を聞いて、それを元に、今回であれば社会教育課、それから公共施設マネジメント推進会議に諮って、協議をしなければならなかったのではないかなというふうに思います。今後は、またこういうことがあった場合には、そういうことがないように丁寧な対応をお願いをしておきたいと思います。

いずれにしても、研修室が廃止され、男女共同参画センターの4つの機能の1つの、場が失われたことで、土日が閉館するわけですから、相談業務や、べっぴん男女共同参画協議会をはじめとする利用団体の研修、それからセンター業務の縮小につながらないようにしなければならないというふうに思っておりますけれども、担当課としてはどのように考えているのか答弁を聞かせてください。

- 共生社会実現・部落差別解消推進課長（江川裕子） お答えいたします。

研修室等が廃止され、これまでの利用団体等には御不便をおかけすることになりますが、代替施設の案内、資料の提供等を行うなど、これまでの利用団体の活動に影響が出ないように努めております。

また、男女共同参画推進団体であるべっぴん男女共同参画協議会の活動については、平日ではありますが、本センター内の交流室で、これまでどおり実施が可能となっております。各団体の皆様には、他の公共施設等を利用することで、今後も活動が継続して行えるようサポートしていきたいと考えております。

相談業務につきましては、土日には実施しておらず、これまでも平日に行っており、相談実績も令和4年449件、令和5年311件、令和6年度421件あり、引き続き丁寧に相談対応をしていきたいと考えております。

また、センター業務については、市民への男女共同参画に関する啓発活動をこれまでどおり、ネットでの広報や大きな施設等での講演を中心に実施する予定であるため、業務の縮小につながらないと考えております。

- 14 番（三重忠昭） 今後も活動が継続して行えるように、研修の場を含めてしっかりとサポートをお願いしたいと思いますし、相談業務も丁寧な対応をお願いいたします。

共生社会実現・部落差別解消推進課では、もう本当に男女共同参画推進だけでなく、部落差別の問題、それから障がい者・高齢者・子ども・女性・性的マイノリティーの人権に関わる課題や問題、近年ではインターネット上での人権侵害であったり、外国人への排外主義の広がりなどが今出てきてます。そういう様々な人権課題が山積し、問題も本当に複雑化・多様化してきています。

そのような中で、担当課のほうも限られた職員で、それら多くの課題に対応して頑張っているということは本当に感謝を申し上げたいと思います。しかし、これからも先、ますますこの男女共同参画の推進、それから人権の取組は重要になってきます。コロナでも結構浮き彫りになりましたけども、DVや性被害、それから貧困など、様々な困難を抱える女性を支援する新法ですね、これが国会においても超党派の議員で議員立法がされて、たしか2024年の4月からこの法律施行されていると思います。本当に大切な取

組でありますので、ちょっとこの項最後の質問になりますけども、別府市としての今後の男女共同参画推進の取組について担当課の考え、それから意気込みを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

男女共同参画社会への取組は、これまで同様あらゆる分野への女性の参加促進などの実現のため、関係課及び関係団体とも連携を図りながら、研修、啓発活動、相談体制の充実等の取組を進め、引き続き男女共同参画を推進していきたいと考えております。

○14番（三重忠昭） ぜひよろしくお願いします。

つい先日までですかね、別府市の1階のフロアにもこの人権のいろいろな展示物がされておりました。本当に21世紀は人権の世紀とも言われてますけども、とにかくしっかりと取り組み、今後も頑張っていただきたいと思っておりますし、私もそのことを注視していきたいと思っております。そのことを申し上げて、この項の質問は終わらせていただきます。

○議長（小野正明） 休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○14番（三重忠昭） 残り43分ですけど、よろしくお願いいたします。

それでは、早速教育行政の質問に入ります。

公立幼稚園、そして小中学校の施設整備についての質問ですけども、これまで教育委員会、それから市長のおかげで空調整備であったり机、椅子、もう本当に様々な教育施設の整備を本当にスピード感を持ってやっていただいておりますことに対しては、本当に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、今日はちょっと施設整備、教育環境についての部分になるんですけども、市内の小中学校でのクーラー、空調整備の故障等、それから公立幼稚園で廃棄する備品が、園児たちの大切な教育の場であるホールを埋め尽くしている状況があります。もうあえてどの学校とか言いませんけども、それらがそれぞれ1年以上前からその対応を市の教育委員会のほうにお願いをしているけども、今現在も解決に至っていないという状況があります。常日頃から教育委員が言われている安心・安全、よりよい教育環境という観点から見ると、ちょっとそこは現実はそうになっていない、ちょっとあまりにも時間がかかり過ぎているということを指摘せざるを得ない状況であります。

それを踏まえて2点質問しますけども、そういったいわゆる改善の要望の窓口がどこになっているのか。それと、なぜそこまで対応が遅れているのかを答弁願います。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

学校施設の補修、備品の修繕、廃棄物に関する相談申請の窓口は、教育政策課財務係が担当しております。

それらの対応が遅れている背景についてでございますが、通常、施設の補修申請には必要に応じて建設部の技術職員を同行して、適切な補修方法を技術的な面から検討した上で、施工内容の決定、業者の選定、発注、資機材納品という手続を経て速やかに補修に着手しております。

一方、補助事業の場合は、国が補助決定をして初めて事業着手が可能となり、仮に不採択の場合には財源の振替を検討するなど、所要の手続に時間を要する場合もございます。なお、ガラスの破損や水道管の破裂など、危険性・緊急性の高い場合には、これまでも即日対応しております。また、備品の修繕についてですが、備品の取得後の経過年数によっては、修繕が可能かどうかの判断に時間を要する場合がございます。

今、議員の言われました不要物品の背景についてですが、年末に各幼小中学校の廃棄物

品の調査・照会を行いまして、年度末を目安に年1回廃棄することとなっております。

- 14番（三重忠昭） 分かりました。本当、小学校の空調については、今回の質問に当たって事前にいろいろとお話をさせていただいた際に、ちょうど更新時期と重なったということでしたかね、それによって数千万規模の大きな予算が必要になるということから、補助金との兼ね合いなどで時間を要したということは理解できました。そこに実際時間はかかったものの、その間いろいろと方策は考えていただいたと、検討していただいたということはもう聞きましたので、それは本当に率直にありがたいというふうに感じてますけども、ただそれがなかなかちょっと現場の教職員のほうにうまく伝わってなかったのか、これはもう教育委員会から学校なのか、学校内の連絡がちょっとまずかったのか分かんないんですけども、現場の職員の皆さんが、家からそういう空調の設備を自分で持参して持ってきて、対応に当たったとかいうような話も聞いてますんで、今後はそういった同様のことがないように、こういう要望が上がってきたときには速やかな対応を含めてお願いをしたいと思います。

幼稚園のほうの廃棄物については、今、年度末にされてるということでしたけれども、ここももう実際1年以上たってホールを埋め尽くしているというような状況で、予算要求をしているということも聞いてますので、これはとにかく早急にやっていただきたい、そのように思います。併せてよろしく申し上げます。

それと、ちょっと聞いた話によると、以前は教育政策課になる前、教育総務課ですか、教育総務課のときに中に施設整備係という係があって、正規の職員がそこにおられたというふうに聞いております。今は会計年度任用職員の方で対応されているということですけど、実際こういう改善のときに、今建設部のほうとの連携を取りながらやっているということでしたけれども、やっぱり教育委員会が持つてる施設というのは大きいものもあれば、本当にたくさん市内にありますから、教育委員会内のそういう係であったり、正規の職員の配置等も一つ今後の検討の課題になるのかなというふうに思ってますので、そのことも一応指摘をしておきたいと思います。

いずれにしても、安心・安全、よりよい教育環境を進めていくためにも、改めて迅速な対応ができる体制づくり、それから予算の確保が必要であると、そのことが不可欠であるというふうに考えていますけれども、今後どのように進めていくのか、考えを聞かせてください。

- 次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

各幼小中学校の管理職だけではなく、現場教職員とも協力連携をして、早期に要望を聞き取るとともに、引き続き関係各課と連携をしまして、可能な限り現場の要望に迅速に対応できるように努めてまいります、このように考えております。

- 14番（三重忠昭） よろしく申し上げます。本当、エアコンも同時期に導入してますから、また更新も当然時期が重なるわけで、また大きな予算が必要になってくると思います。

それから、公立幼稚園においても令和9年度から各園で2年保育がスタートするわけで、それに向けた教職員の採用などソフト面、そういった部分にしっかりと取り組んでいただいていることは本当に感謝を申し上げたいと思います。いずれにしても、令和9年度スタートする際に、そういうソフト面・ハード面も含めて充実したものになるよう、今後もスピード感を持って取り組んでいっていただきたい、そのことを申し上げて教育総務に関わる質問は終わりたいと思います。

それでは、次の隣接校指定校変更制度について質問をいたします。

これは、我々議員には10月31日に公立幼稚園の園児、それから小中学生が通う園や学校について、現在定められている要綱の制度改正が行われたということで報告がありました。まずは、その内容について答弁をお願いします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和8年度からの指定校変更制度につきましては、従来の学区外就学許可申請の許可事由に隣接校を追加し、通学区に隣接している学校を保護者や児童生徒が選択できる制度で、対象者を新入学及び在校・在園の園児、児童生徒と市内への転入生としております。これにより、学校選択の幅が広がり、児童生徒や保護者にとりましても、学区外から通学をしているという心的ハードルを下げ、抵抗感なく通学できることとなります。

また、本制度に関する申込みは基本的に電子申請となり、書類等の提出を省略した制度を構築し、保護者が申請しやすい環境を整えております。

受付につきましては、小中学校の新入学生は、令和8年1月に発送予定の入学通知書到着以降、新入園児につきましては、令和7年12月1日の入園受付開始から、また、その他の在校生等につきましては随時受付をいたします。

保護者向けの制度周知は、公式ホームページや学校を通じて行っております。

○14番（三重忠昭） 分かりました。

それでは、その制度変更をするに当たって、どのような議論や経緯を得てそのようになったのかを答弁願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

これまで保護者から指定校変更の御相談をいただいていたことを踏まえまして、令和6年度より教育部内で協議を重ね、本制度を構築いたしました。協議内容といたしましては、保護者の要望の把握、猛暑による登下校時の熱中症対策や幹線道路横断による安全配慮、制度導入に当たっての課題の洗出し等です。

その後、子どもたちがより安心して通学できる教育環境の整備、学校をより選択しやすい制度にすることを目的といたしまして、指定校変更及び区域外就学の事由等を定める要綱を制定し、令和8年度から隣接校への指定校変更ができるようにいたしました。

○14番（三重忠昭） 私はこの制度変更の内容を聞いたときに、率直に幾つかの不安というか、危惧の念を抱きました。そのことについては、後ほど何点かに絞って質問をしたいと思っておりますが、まずは教育委員会においては、この制度変更のメリットとデメリットについてどのような見解を持っているのか答弁をお願いします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

メリットといたしましては、通学の利便性向上や家庭事情等により学校を選択しやすいこと、申請に対する心的ハードルが低くなることが上げられます。

デメリットといたしましては、学校間での児童生徒数の偏りが起こる可能性があります。しかし、令和8年度から運用していく中で随時対応・調整をしていくことで、保護者や学校現場が混乱しないよう努めてまいります。

○14番（三重忠昭） 今回の制度変更の内容であったり、今の答弁を聞いていても、私の感覚ではこれまでのいわゆる学区外就学許可事業、校区外申請でも対応できていたのではないかなというふうに私自身は考えるわけです。確かに校区の線引きについても、私もずっと別府に住んでますから、この地域からあの学校に行ってるんだ、むしろこっちの学校のほうが近いんじゃないかなとかいうような、確かにそういう疑問を持ったこともありましたし、今少子化で、部活動にもいろいろと課題を抱えているということは理解してるんですけども、今回のその制度変更で隣接校の学校を選べるようになったことで、やはり学校現場の混乱、それがひいては児童生徒、それから保護者、さらには申請を受け付ける教育委員会においてもいろいろと混乱が出てくるのではないかなというふうに、私は感じているわけで、そこでちょっと私の考える、危惧を抱いている部分について何点か質問をしていきたいと思っております。

まずは、今回の制度変更では各学校に定員を設けていないようですけども、一部の学

校に申請が殺到して児童生徒の偏りが出るのが予想されますが、その場合はどのような対応をしていくのでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

偏りが生じた場合の対応についてでございますが、4月の始業式あるいは入学式までであれば、教員の配置や学級の調整は可能でございます。それ以降は、現状の学級の中で対応してまいります。

○14番（三重忠昭） それでは次に、保護者の考えであったり、児童生徒の個人的な希望で、例えば部活や、今学力テストの成績が公表されてますけども、成績がいいような学校に、学校が選ばれる、いわゆる学校や先生が選ばれることによって、年度であったり、学年によって各学校の教育環境であったり、学校行事に支障というか混乱することも予想されますけども、そうなった場合はどのように対応するのでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

各学校における教育活動や学校行事につきましては、人数にかかわらず混乱が生じないよう、現状で臨機応変に、また適切に対応してまいりたいと考えております。

○14番（三重忠昭） それでは、保護者のほうから申請があったとしても、やはりそのときの受入先の学校の状況、人の関係であったり設備の関係から、ちょっと今は申請を受け付けられないというふうに、保護者に対してお断りができる状況なのか、そのところの答弁をお願いします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

年度途中で児童生徒の受入れを止めることにつきましては、子どもと保護者の意向に沿う形で市教委が学校間での調整を行いますので、受入れを止めることはありません。

○14番（三重忠昭） ちょっと今の答弁聞いていても、私の不安が拭えないんですけども、このほかにも教室の確保であったり、児童クラブとの関係も出てくると思います。それから地域外の子どもたちが来ることによってその地域との関わり、それから通学路のいろいろ安全面なども出てくると思います。

それと、これまで私も何度となくこの議会でも指摘してきましたけども、今学校現場ではもう教員が不足している欠員の問題を、毎年慢性的に抱えてる状況があるんですよ。もう年度当初から先生が足りないという状況がある。そういったところに、さらに年度途中で申請があれば受け入れるとなれば、当然場合によっては1クラス、今もう定数決められてますけども、その定数をオーバーするところも出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。そういうところを考えると、やはり私は最低でも定員の設定であったり、申請時期の設定というのは決めておかないといけないんじゃないかなというふうに感じてます。もうちょっと、やっぱり丁寧な議論と制度設計が必要ではないかなというふうに感じてます。とにかく教育委員会のほうでしっかりと対応して、対応を現場任せにしないようにしていただきたい、そのことを強く指摘しておきます。

いずれにしても来年度から始まるわけでありまして、場合によっては、今述べたようなことを含めて制度の見直しであったり、変更していく柔軟な対応が必要であると思えますけれども、教育委員会の見解を聞かせていただけますか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

学外の申請につきましては、これまでも年間800件を超える申請を受け付けておりまして、各学校で対応をしてきました。今回の隣接校の導入につきましては、指定校変更において、隣接校を改めて制度として明確にしたものであることから、本制度の導入によりまして、これまで以上の児童生徒の偏りや学校間格差は生じない見込みと捉えておりますし、また学校現場で混乱が生じないよう、臨機応変にかつ適切に対応してまいります。

しかしながら、今後運用の中で課題が生じた場合につきましては、学校現場と調整を図

りまして、他市の運用方法等を参考にするなど、保護者や子どもたちに影響がないよう柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

- 14番（三重忠昭） 対応はしっかりとよろしくお願ひします。とにかく、現状では混乱が起きないように願ひたいです。

今日はちょっと極端な例を出しましたけども、現状の制度改正を考えればそうなる可能性も決して否定はできない、そういったところからちょっと幾つか質問をさせていただきます。私はやっぱりとにかくこの対応を間違ったら、いわゆる学校間格差であったり、教育格差というふうにもつながってくるんじゃないかなという不安も抱いておりますので、しっかりとした対応をお願いします。私もこれはまた今後も注視をしていきたい、そのように思っています。

それでは、最後の項目になりますけども、不登校、いじめなどが増加している現状から考える教育についての質問に移ります。過去も含め、今議会でもそうでしたけど、多くの議員がこの増加している不登校やいじめの問題について、議会で取り上げてきました。その問題については、予防策であったり対応策、子どもの居場所づくりについて質疑が行われてきました。

そこで、そもそも不登校の児童生徒数やいじめの認知件数が増加している理由や要因について、教育委員会はどのような見解、考えを持っているのかを聞かせていただけますか。

- 学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

学校に行きづらさを感じている児童生徒が増加している要因といたしましては、休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の登校に対する意識の変化、学校生活全般への関心や意欲の低下、生活習慣の乱れ等が背景にあると考えられます。

また、いじめの認知件数が増加している要因といたしましては、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、教職員の児童生徒一人一人への観察が、アンケートや教育相談等を通して詳細で丁寧に行われるようになったこと、学校生活の環境変化や児童生徒を取り巻く環境によるストレスの増加等が背景にあると考えられます。

- 14番（三重忠昭） 本当にいろんな要因があると思います。ただ、とにかく今学校現場が、児童生徒にとっても教職員にとっても窮屈になったと、息苦しいという声を耳にしますし、私はそれがやはり子どもたちの不登校やいじめという形になって表れているんだと感じています。教育委員会も、授業時数の削減であったり夏休み後の長期休暇後の午前中授業など、子どもたちにストレスがたまらないような配慮をして、改善に取り組んでいただいておりますけども、やはりここでいま一度考えなければならぬことは、先ほどの答弁を聞いていても、不登校の理由が子どもたちの生活の乱れであったり、学校生活の意欲の低下、ストレスの増加といった子ども個人の問題として捉えるのではなくて、なぜそうなったかという教育行政側にも原因があるというふうに考えて、この問題を考えなければならぬと私は思っています。

なぜ学校に行きづらい子どもが増えているのか、子どもや現場の教職員が考えているその感覚と、教育行政を行う教育委員会との感覚のずれが大きくなっているのではないかなというふうに私は感じてますし、そう指摘する声も少なくはないです。その最たる要因の一つが、私は学力テストの復活にあると思っております。2003年の国際学力調査PISAですね。PISAの結果を受けて、当時はPISAショックとも言われましたけども、その結果を受けて、いわゆる脱ゆとりの掛け声が高まって、導入当初からもう本当に多くの問題や効果が疑問視されて、一旦は中止となっていた全国学力テストが2007年に復活したと、そのように記憶しています。そして、子どもたちや学校現場に学力向上を求める圧力が強くなり、現在に至っているということです。そして、そのひずみが今出てきているのではないかなということです。

昨日の阿部議員の答弁を聞いてても、子どもたちに確かな学力を身につけさせたい、学力向上に向けた指導ということが言われていましたけれども、そこに先ほど言った現場サイドとのギャップがあると感じています。現場サイドの教職員にしてみたら、日々目の前の子どもの表情や言動を見ながら、子どもたちの学びや成長に取り組んでいます。そして、子どもたち一人一人成長のスピードも違うし、得手不得手がある。そして家庭環境も違えば、性格もそれぞれ。そんないろいろな子どもたちがいる中で、もちろん学力の定着にもふだんから取り組んでいますし、それぞれの個性を伸ばそうと奮闘していると思います。それでも、やはり学校現場というのは子どもたちに序列をつける要因がたくさんあって、その中で子どもたちも自分なりに頑張っているんだろうと思います。

そういった中で、一律一斉に学力テストによって比べると、やっぱり私は子どもたちもしんどいと思いますよ。そんな子どもたちの様子を日々見ている現場の教職員も、このテストに対して何の意味があるんだろうと疑問を持っている人が少なくないんですよ。この学力テストは、そこで出た点数や結果が子どもたちの学力のためというより、むしろ行政サイドが進めてきた学力向上の取組の成果を測るだけのものになってしまっているように、私は思えてならないんですよ。その裏で、子どもたちが息苦しさを感じているということです。

最後に教育長にちょっと質問しますけれども、やっぱりこの学力テストの質問や不登校増加の要因について、私だけじゃない、複数の議員から指摘がされて、教育委員会はその都度この学力テストの必要性や正当性を述べて、そして今後もやっていくんだという決意表明をするわけですね。その、やっぱり指摘や現場の声にきちんと向き合って、一度立ち止まってみる必要があると思います。国や県の学力テストをこの場では判断できませんけど、市の学力テスト、正月明け早々ですよ、低学年から行ってるこのテスト、一旦立ち止まって考え直すべきだと私は思っています。廃止とまでは言いませんけども、一旦ちょっとやめてみて、それで子どもや学校現場にどんな変化が現れるのかを見てみることも教育委員会の役割だと思いますけれども、教育長の考えを聞かせてください。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

学力調査、今別府市では市独自で実施をさせていただいております。保護者の皆様から本当預かっております子どもたち一人一人が、この1年間学んだことがしっかりと定着しているかどうか把握して、その結果を子どもや保護者に伝えるということは私たちの責務だろうと思っております。

また、学校のほうでも授業の改善とか、あるいは学力が定着していない子どもたちにどのような授業をするべきだったか、補助学習をすべきだったかを見直すことがございます。また市としても、ある一定程度以上の教育の水準を維持・向上するというのと、子どもに適切に指導するということは、私たちのやっぱり務めだろうと思っております。

以前、学力調査がない時代がございました。そのときに、学力調査が入ったときに子どもたちから、先生、私たちはこの問題を習ってませんというようなクラスがありました。校長先生物すごい困って、だから、なければ困るような子どもたちの場合もあるわけですね。非常に教師の指導力、あるいは熱意の差もあったという、そういうことで、一定程度の尺度というか、やはり教育水準と教育の機会均等というのは、別府市のどの学校に行っても、こんな先生がいてしっかりと学力の定着を図ってくれているというものが担保できれば、それはテストのない学校、あるいはテストのないまちづくり、それは本当にいいなと思いますけれども、現実社会全体から見ますときに、やっぱり子どもたちにはしっかりと将来に向けて力をつけてあげて、決して困ることがないように、そういう力をつけてあげるべきだと思っておりますので、ただこの学力調査が過度な、あるいは必要以上の競争につながったりしないように、そこはしっかりと留意をしながら、その子のよさを引き出

すような、そういう使い方になればと思ってるところでございます。

今後とも、しっかりと子どもたちが将来困らないように学力の力をつけていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

- 14番（三重忠昭） 確かに、先生たちも人間ですから、一生懸命頑張ることについて差があるのも、それは事実です。ただね、やっぱりそういう人はそういう人で教育委員会からきちっと指導すればいいと思っています。それはやっぱりしていかないといけないと思いますし、今教育長が述べられたことも、当然教育委員会としての役割はあると思うんです。

ただ、私もさっき言ったように、それがちょっと現場の感覚とひずみが大きくなってんじゃないかなというのを、やっぱり指摘したいです。それが結果的に子どもたちの、いわゆるそういう不登校であったり、そういったところに形として表れているんですよ。不登校にならなくても、その手前で今踏ん張っている子どもたち、それと、そういう子どもたちを抱えている保護者も当然いるわけですね。やはりそういうことも考えたら、これはもう本当市長にもお願いですけど、やっぱり別府市総合教育会議ですかね、これまでもそういう議論はされてると思いますけども、こういう中で一度この学力テストについて一度、やっぱりちょっとその時々現場の現状とか子どもの現状とか踏まえて、一度話をしたい、そのことをお願いをしたいと思います。

まとめますけどね、日本の子どもたち、何かよく新聞とかでも自己肯定感が低いという、そういうことが言われてるんです。ただね、やはりそれを助長してるのは、小さいときから、こんな大人にならないといけないとか、そういった形で一緒になって比べられるというんですかね、一律にそういうテストで比べられるというのは、やっぱり私は弊害のほうが大きいと思ってます。今、ほかの自治体であったり各地の小学校では、もう小学校の低学年の通知表やテストを廃止する動きも広がっています。その狙いは、テストや通知表でできるかできないかを評価するのではなくて、児童生徒の学習意欲、自己肯定感を促すために、何かをやらされる受身の学びから、自分で学んでいく自発的な姿勢と、そこはしっかりと保護者や児童生徒と面談をしながら取組を進めていっているということが広がっているんですね。そこには学校や行政が変わらなければならないという、その考えを持って進めているんですね。

ぜひそういった、他の自治体の取組も研究され、また現場サイドのすり合わせをしながら、何が本当に子どもたちのためになるのかというのを考えていっていただきたいと思います。そのことを切に願って、私の質問を終わります。

- 議長（小野正明） これをもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。以上で本日の議事は終了しましたが、明日12日から16日までの5日間は事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は17日定刻から開会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、明日12日から16日までの5日間は事務整理及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は17日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時32分 散会